

取 扱 基 準

名 称	新潟市地域医療を支える看護人材等確保・育成事業補助金
補助区分	運営費補助 ☐ 事業費補助 ☒
補助金の概要	訪問看護ステーションを運営する法人が当該ステーションに勤務する医療専門職員の訪問看護に係る知識の研鑽や技術向上のため、外部から講師を招いて行う事業所内研修及び外部研修へ派遣する事業に要する経費に対し、助成を行う。
目 標	数値化 ☒ 非数値化 ☐
	30件
	＜目標が数値でない場合の評価方法＞
補助事業者	助成金交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内 容	訪問看護に資する研修受講費（外部から講師を招いて行う事業所内研修及び外部研修に派遣した際に必要な経費）
補助額 及びその算定方法 又は補助率	補助対象経費の1／2以内の額とし、1事業者当たり10万円を限度とする。
	＜補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由＞
開始時期	令和7年 4月 1日
評価の時期	令和9年 9月30日
終 期	令和10年 3月31日
	（終期が3年を超える場合の理由）
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 当該事業が新潟市からの助成金に基づくものである旨を表示
	〔媒体〕 各事業所のホームページ、会報、パンフレットなど
担当部署	保健衛生部 地域医療推進課 電 話 025-212-8018 e-mail chiiki.iryo@city.niigata.lg.jp